債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条第一項中「独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。）」を「信用基金が行う法」に改め、「（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六条第一項に規定する業務を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する業務（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六条第一項に規定する業務を含む。以下同じ。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する法第十二条第一項に規定する業務に係る財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十条第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣及び財務大臣が定める財産とする。

附則第二条第一項中「、第三条第一項及び」を「、第四条第一項及び」に、「、第三条第一項の」を「、同条第一項の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務及び基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務及び基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年財務省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第一条、第四条から第六条まで及び第九条」を「第一条、第二条、第五条、第七条から第九条まで及び第十七条」に改める。

附則第四条中「第二条中」を「第三条中」に改める。

○財務省・経済産業省令第三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項及び第五十条の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　大畠　章宏

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の行う独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「機構法」という。）第十八条第一項第二号に掲げる業務（以下「産業基盤整備業務」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣及び財務大臣が定める財産とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の二　経済産業大臣及び財務大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の三　経済産業大臣及び財務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

附則第二条及び第三条中「第一条」とあるのを「第一条の二」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十六条の三第一項及び第三項並びに第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第二十一条とする。